

最終更新日：2008年12月12日

## 株式会社ソフトクリエイト

代表取締役会長 林 勝

問合せ先：経営管理部 03-3486-0606

証券コード：3371

<http://www.softcreate.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

## 1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上を目指した、経営の透明性の確保、コンプライアンス体制の整備及び情報開示の推進などを通じて、コーポレート・ガバナンス機能の強化を図ってまいりました。また、株主及び各ステークホルダーの利益を最大限に尊重するという責務を果たすためには、経営の迅速化を図ることが重要であると認識しております。今後一層、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を講じることにより、コーポレート・ガバナンス機能をさらに強化していくことが経営の最重要課題の一つであると位置づけております。

## 2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

## 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ティーオーシステム	655,890	14.55
林 勝	564,500	12.52
林 宗治	491,748	10.91
林 雅也	385,965	8.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	323,600	7.18
株式会社オービックビジネスコンサルタント	215,300	4.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	186,300	4.13
株式会社セブテーニ・ホールディングス	127,900	2.84
クレディ・スイス証券株式会社	68,300	1.52
ソフトクリエイト従業員持株会	54,610	1.21

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部、大阪 ヘラクレス

決算期	3月
業種	卸売業
(連結) 従業員数	100人以上500人未満
(連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

#### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社及び上場子会社を有しておらず、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

## 【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名

## 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
小幡 喬士	他の会社の出身者					○			○	
遠藤 忠宏	公認会計士								○	

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

## 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
小幡 喬士	—	長年にわたり上場企業のグループ会社経営に携わり、その経歴を通じて培った経験及び見識に基づく、独立した立場からの意見を経営に反映させるため。
遠藤 忠宏	—	長年にわたる公認会計士としての経歴を通じて培った財務、会計に関する専門的な知識及び経験に基づく、

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
		独立した立場からの意見を経営に反映させるため。

#### その他社外取締役の主な活動に関する事項

取締役会への出席状況については、いずれの社外取締役も在任期間中に開催された取締役会の全てに出席しており、豊富な経験と高い見識に基づき必要な発言を行っております。

#### 【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

決算時における会計監査及び業務監査における会計に関する監査項目について、適時、相互連絡を行うことにより連携体制が図られています。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査担当者とは、それぞれの監査計画の策定にあたり、監査方針、監査概要及び監査項目について情報交換し、期中においては、監査結果について随時、緊密に情報交換を行うことにより相互補完の連携体制が図られています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
花水 征一	弁護士								○	
山本 勲	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

## 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
花水 征一	—	法律に関する専門家としての豊富な経験及び高い見識を有しており、経営監視の機能強化を図るため。
山本 勲	—	上場企業における長年にわたる監査役としての豊富な経験及び高い見識を有しており、経営監視の機能強化を図るため。

## その他社外監査役の主な活動に関する事項

花水征一氏は、平成 20 年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、当社の経営に有用な発言を行っております。

山本勲氏は、在任期間中の取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、当社の経営に有用な発言を行っております。

## 【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

## 該当項目に関する補足説明

優秀な人材の獲得及び確保を目的として当該制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、執行役、  
監査役、子会社の従業員

## 該当項目に関する補足説明

付与理由は、役員に対するインセンティブとして活用しています。

役員に対して付与されたストックオプションの内容は、以下のとおりです。

(平成 15 年 12 月 15 日の臨時株主総会決議によるもの)

新株予約権の目的となる株式の種類 : 普通株式

新株予約権の行使時の払込金額 : 323 円

新株予約権の行使期間 : 平成 17 年 12 月 20 日から平成 25 年 12 月 15 日まで

新株予約権の行使の条件 : 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という。)は、新株予約権の行使時においても当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職の場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を相続することができる。その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

新株予約権の譲渡に関する事項：新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

### 【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

#### 該当項目に関する補足説明

平成 20 年 3 月期における取締役の年間報酬総額は 83,650 千円(うち、社外取締役に対する報酬は 2,700 千円)であります。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対する情報伝達は総務管理部 総務グループが主管となり、電話連絡を随時可能としております。

社外監査役のサポート体制は、監査役の職務を補助する監査役補助使用人が、その職務に必要なサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社は、監査役制度を採用しており、平成 20 年 12 月 12 日現在において取締役 8 名、監査役 3 名であります。

取締役の定数は、定款において 10 名以内と定め、その選任決議は議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、解任決議は、会社法第 309 条第 2 項に定める規定により議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行うことと定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会は、月1回の定例取締役会開催に加えて、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項、経営に関する重要な事項の決定や判断が、効率的かつ慎重に行われております。また、原則として週1回開催する経営会議において、経営課題の共有化を図り、効率的な議論を行った上で、全社的に意思決定が必要な事項を取締役に付議することにより、経営の効率化を図っております。

また、取締役会においては、経営の意思決定に多様な視点を取り入れるとともに、中立的かつ独立的な監視機能を確保するため社外取締役 2 名を選任し、コンプライアンス体制の強化を図っております。

監査役会は常勤監査役 1 名及び社外監査役 2 名で組織され、取締役会及び社内の重要な会議への出席、取締役からの報告、資料の閲覧等を通じて、取締役の業務執行を監査しております。

当社は、財務政策等をはじめとする経営諸施策の機動的な遂行及び株主への機動的な利益還元を目的として、会社法第 459 条第 1 項に定める剰余金の配当等に関する事項につきましては、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることと定款に定めております。

また、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役又は監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨を定款で定めております。

会計監査人は、新日本有限責任監査法人であり、会計監査業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員 業務執行社員 和田栄一氏及び指定有限責任社員 業務執行社員 原口清治氏であります。両氏とも新日本有限責任監査法人に所属しており、継続監査年数は 7 年以内であります。

会計監査業務に係る補助者の構成は公認会計士が 7 名、会計士補その他が 9 名であります。

## III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定発送期日より1週間程度の早期発送を行っております。
その他	株主総会の円滑な運営を図るため、招集通知のホームページ掲載、法律で定められている期日の遵守、広く株主の皆様にご理解いただくためのインターネットによるIR情報の積極的な開示などに努めております。なお、第41期定時株主総会に係る招集通知発送日は平成20年6月9日、定時株主総会は平成20年6月30日に開催いたしました。

### 2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を開催	あり	半期ごとに1回以上の開催を行っています。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	半期ごとに1回以上の開催を行っています。
IR資料のホームページ掲載	あり	ホームページでIR資料をIRライブラリにて、IR情報の予定等をIRカレンダーにて掲載するなど、IR情報開示の強化を図っております。また、決算説明会にて当社社長が説明を行っている様子を撮影した動画を配信しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	—	情報開示担当責任者：取締役益田 正 IR担当部署：経営管理部 経営企画グループ

	代表者自身 による 説明の有無	補足説明
その他	—	当社グループの事業内容・最新の活動・経営に携わる役員などをより理解していただくため、「マンスリーニュース」を毎月、ホームページ上で掲載しております。

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、 CSR活動等の実施	社内の有志により、ボランティア委員会を平成18年3月に発足し、職場内献血や孤児院の子供たちへのパソコン教室開催など、直接的な社会貢献活動に取り組んでおります。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況)

当社は、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、取締役並びに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実に努めております。

取締役及び使用人の職務執行が効率的、且つ法令及び定款に適合させるため、諸規程を制定し遵守しております。その職務執行状況は、内部監査室が子会社を含める当社グループ全体にわたり確認を行い、代表取締役へ報告を行っております。

監査役は、監査役会規程及び監査役監査基準の定めるところに従い、必要とする情報収集を取締役及び使用人から行っており、その監査役は監査役会において他の監査役に報告を行っております。また、監査役会は、取締役から独立した監査役補助使用人を設置しているほか、取締役、会計監査人及び内部監査人と適宜情報交換を行うことで相互の連携を図り、監査役監査の実効性を確保しております。

なお、平成19年12月8日開催の取締役会において、「財務報告に関する基本方針決定」を決議し、平成20年5月10日開催の取締役会において、平成21年3月期における「財務報告に係る内部統制の評価範囲の決定」を決議しております。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況)

当社グループは反社会的勢力との徹底した非接触を基本方針とし、特防連・特防協・警察署並びに顧問弁護士との連携をはかり、特殊暴力の追放、被害防止の為、常に情報交換をはかっております。その一環として当社役員並びに従業員より確認書の提出を義務付け、反社会的勢力と関わりが無い事について随時確認しているほか、反社会的勢力対応マニュアルを作成し、全社に周知徹底させております。

また、特防連、特防協へ加入しセミナー等への参加により情報収集を図るほか、渋谷警察署組織犯罪対策課との情報交換及び年1

回(4月)組織犯罪対策課の方を迎え反社会的勢力について講演いただいております。更に、当社顧問弁護士は、元日弁連民事介入暴力対策委員会委員長であり、常に情報交換・相談できる体制を構築しております。

受注先・仕入先・外注先については、外部調査機関等による調査を実施するほか、当社グループの既存取引先等に業界における評判をヒアリングするなど確認しております。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

## V その他

---

### 1. 買収防衛に関する事項

特にございませぬ。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にございませぬ。

【 参考資料：模式図 】

